

ズバシ及水理オンバシを設け、郷約の上には農官を置く、農官は一に總郷約と稱し、數名の郷約を管せり。郷約は直接人民を管するも、大事は擧げて之を直屬地方官に稟告す。郷約は毎年一戸地より穀一斗五升を、農官は同しく一戸地より五升の報酬を收む。農官は府内に九人、郷約は七十六人あり。其の任期、農官は三ヶ年にして郷約は一ヶ年とす、然れども其治績に因りて、長短あり。郷約の下に水利を治むる爲め、十渠道毎に一渠正を設け、一或は二渠道毎に一水理を置けり。

又城内の商民は之を五部に分ち、各部に一郷約(或は商尊と稱す)を置く、此の郷約の給料は毎月穀四五斗を縣より給與す。其他、各職工には班頭あり、各郷約、班頭を總轄するには、別に總郷約あり。

## 二 漢人、漢回の自治

漢人及漢回は、商人、農夫、職工に區分し、郷約、班頭あること、大略纏頭回に同じ。

## 三 哈薩克の自治

哈薩克族は、伊犁管内に一人、塔爾巴哈臺管内に一人の臺吉タイチを置き、臺吉は二品官にして、其下に千戸長(品三)副千戸長(品四)百戸長(品五)五十戸長(品六)あり。蓋し哈薩克は、伊犁